

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第六章（略） 第七章 特定会社の財務諸表（第二百二十七条・第二百二十八条） 第八章 外国会社の財務書類（第二百二十九条―第三百三十三条） 附則 （適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することとが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。）	目次 第一章～第六章（略） 第七章 外国会社の財務書類（第二百二十七条―第三百三十一条） 附則 （適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することとが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。）

む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第二百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の三を除き、この章から第七章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者

じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

(新設)

による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五 基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

4|

（略）

3|

（略）

（適用の特例）

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 発行する株式が、金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されていること又は認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されている

（新設）

こと。

ロ 法第二十四条第一項又は第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ハ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

ニ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 会社、その親会社、その他の関係会社（第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。

）又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一号ニに規定する国際会計基準をいう。以下この号において同じ。）に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) 会社、その親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第八条第十項第三号において同じ。）の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(3) 親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国に連結子会社（連結財務諸表規則第二条第五号に

規定する連結子会社をいい、当該親会社の直近事業年度の末日における資本金の額が二十億円以上のものに限る。）を有していること。

二 当該事業年度の直前の事業年度、当該事業年度に属する中間会計期間又は当該事業年度に属する四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（外国会社の特例）

第一条の三 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げ

第一条の二 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げ

る権利の発行者をいう。第八章において同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。同章において同じ。）の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（定義）

第八条 （略）

2 （略）

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 ～ 9 （略）

10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一・二 （略）

三 前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）、外国金融商品市場、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第

る権利の発行者をいう。第七章において同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。同章において同じ。）の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（定義）

第八条 （略）

2 （略）

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 ～ 9 （略）

10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一・二 （略）

三 前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）、外国金融商品市場（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場

二号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外
の取引を含む。）

11
～
14
(略)

15 この規則において「連結財務諸表」とは、連結財務諸表規則第一
条に規定する連結財務諸表をいう。

16
～
43
(略)

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号
に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及
び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式
会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第
一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相
当する附属明細表については、作成を要しない。

一～五 (略)

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同
令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するととも
に、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める
様式により作成するものとする。

イ 固定資産等明細表

をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二
号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外の
取引を含む。）

11
～
14
(略)

15 この規則において「連結財務諸表」とは、連結財務諸表の用語、
様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号
。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務
諸表をいう。

16
～
43
(略)

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号
に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及
び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式
会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第
一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相
当する附属明細表については、作成を要しない。

一～五 (略)

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同
令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するととも
に、前条第一項第四号及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二
項に定める様式により作成するものとする。

イ 固定資産等明細表

ロ 有価証券明細表 ハ 社債明細表 ニ 引当金明細表 ホ 資産除去債務明細表 六の二～十三 (略)	ロ 有価証券明細表 ハ 社債明細表 ニ 引当金明細表 (新設) 六の二～十三 (略)
第七章 特定会社の財務諸表	(新設)
(特定会社の財務諸表の作成基準) 第二百二十七条 特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。	(新設)
2 特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて財務諸表を作成することができる。	
(会計基準の特例に関する注記)	
第二百二十八条 指定国際会計基準によつて作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。	(新設)
一 指定国際会計基準によつて財務諸表を作成している旨 二 特定会社に該当する旨及びその理由	
第八章 外国会社の財務書類	第七章 外国会社の財務書類
第二百二十九条～第三百三十二条 (略)	第二百二十七条～第三百三十条 (略)

(注記の方法)

第百三十三條 第百三十條、第百三十一條第二項及び前條の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第九條第三項の規定は、第百三十條及び第百三十一條第二項の規定により注記する場合に準用する。

(注記の方法)

第百三十一條 第百二十八條、第百二十九條第二項及び前條の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第九條第三項の規定は、第百二十八條及び第百二十九條第二項の規定により注記する場合に準用する。